

今ノ山風力合同会社「(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

令和5年3月22日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)今ノ山風力発電事業環境影響評価準備書」について、今ノ山風力合同会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、高知県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 高知県土佐清水市及び幡多郡三原村
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大193,070kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年 4月19日
環境大臣意見受理	令和 元年 7月 5日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 8月 1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年 9月 2日
住民意見の概要等受理	令和 元年11月 1日
高知県知事意見受理	令和 2年 1月31日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 2月26日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年 6月28日
住民意見の概要等受理	令和 4年10月28日
高知県知事意見受理	令和 5年 2月24日
環境大臣意見受理	令和 5年 3月 7日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 3月22日

問合せ先:電力安全課 長尾、野田  
電 話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、高知県、土佐清水市及び三原村をはじめとした関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事業計画の見直しについて

対象事業実施区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカが4ペア生息するとされており、風力発電設備が設置される位置においても多くの飛翔が確認されている。しかしながら、2. 各論（3）に示すとおり、事業者の実施した調査、予測及び評価は十分なものとは言い難い。

また、本事業の工事計画では、風力発電設備及び工事用・管理用道路、木材集積場（盛土場）等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置において、対象事業実施区域に存在する特定植物群落である「今ノ山の森林」内の既存道路を工事用道路に活用することで環境影響の回避又は低減が図られているものの、その他の場所では、既設道路の活用等についての検討が十分になされておらず、多くの工事用道路を新設し、さらに、工事に伴い発生する土砂を用いて複数の木材集積場（盛土場）を設置するとしている。このため、土工量が著しく大きく、大規模な土地の改変を伴う計画となっている。加えて、対象事業実施区域外に搬出するとしている土砂については、その具体的な処理計画が示されていない。

このため、クマタカの調査、予測及び評価を適切に実施した上で、その結果を踏まえて環境影響を回避又は極力低減するよう環境保全措置を検討し、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、計画の見直しを行うこと。この際、2. 各論（3）ウの環境保全措置や既設道路のさらなる活用、木材集積場（盛土場）の取りやめ等の環境保全措置を検討するとともに、対象事業実施区域外に搬出する土砂の処理については適切な処理計画を策定すること。

### (3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、

客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

## 2. 各論

### (1) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道の取水地点及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。また、本事業の工事計画は、大規模な土地の改変が行われるものとなっていることから、森林の伐採及び土砂の崩落や流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、1. 総論（2）の事業計画の見直しを行った上で、関係機関等と十分に調整を行い、沈砂池等の配置及び構造、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずること、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、工事中の上水道の取水地点における水質の状況を確認するため、環境監視を実施すること。環境監視の結果、工事の実施に伴う土砂及び濁水による環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

さらに、ヤード、工事用を含む取付け道路、急峻な尾根周辺の谷部に盛土となる木材集積所等を造成しようとする計画は、大規模な土地形状の改変を伴うことから、切土、盛土の位置及びその量、緑化の有無等を具体的に評価書に記載すること。

### (2) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。

工事用資材の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音の予測では、参考とした環境基準値は満たすが、現況値から大きく増加するとされている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過しているが、遮蔽物により影響は低減されらるとしている。

このため、工事の実施に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、工事の実施

に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業者の実施した現地調査では、対象事業実施区域及びその周辺において、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカが4ペア生息するとされており、風力発電設備が設置される位置においても多くの飛翔が確認されている。

事業者の実施した希少猛禽類の定点調査は、複数の調査地点が設けられているものの、対象事業実施区域及びその周辺の営巣や採食等の利用が示唆される範囲並びに24号機から27号機及びその周辺において、行動圏の内部構造の解析や年間予測衝突数の算定を行うための視野が一部確保されておらず、希少猛禽類の繁殖状況及び飛翔を十分に把握できるものとなっていない。

また、クマタカの営巣の確認には至っておらず、予測における行動圏の内部構造の解析や、それらを踏まえた評価及び環境保全措置の検討がなされていない。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域及びその周辺におけるクマタカの繁殖状況及び飛翔を可能な限り把握するため、専門家等に対して既に実施した調査の手法や結果等を明示的に説明した上で、専門家等の助言を踏まえ、既に実施した調査に加え、定点調査その他より繁殖状況及び飛翔を適切に把握できる調査並びに営巣地を確認するための踏査を実施すること。

イ クマタカのペアごとに、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年環境省）や追加調査の結果、専門家等の助言等を踏まえ、営巣中心域や高利用域等の推定など、行動圏の内部構造の解析を実施すること。この際、ペア不明とした飛翔等について可能な限りペアを特定し、予測において適切に取り扱うことを検討すること。

ウ 追加調査の結果も基にした行動圏の内部構造の解析や年間予測衝突数の算定の結果を踏まえ、改めて評価を行うとともに、環境保全措置の検討を適切に実施すること。この際、営巣中心域に含まれる風力発電設備や飛翔が集中している位置に計画されている風力発電設備については、設置の取りやめや配置の変更を含む環境保全措置を検討すること。

エ 風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

オ 調査、予測及び評価が十分とは言えないことに加え、鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴

うことから、準備書に記載のとおり、少なくとも工事期間中の1年間及び稼働後の2年間の生息状況調査並びに稼働後の1年間のバードストライク等に関する事後調査を適切に実施し、事後調査の結果、営巣及び繁殖の放棄、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

キ 県の天然記念物かつ県鳥でもあるヤイロチョウは、調査において、対象事業実施区域内での生息は確認されていないものの、区域内に採餌場所、繁殖地や移動経路が含まれていると推測されることから、工事に先立ち、生息地となり得る谷部についても適切に追加調査などを検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。